

# 算定基礎届の作成要領

算定基礎届の記入については、下記事項を基に作成していただきお届けいただきますようお願いいたします。

記

## 1 提出期限

**平成29年7月5日(水) 必着**

※6月分給与締切日以降受付できますので、ご提出はお早めをお願いいたします。

## 2 提出していただくもの

①届出用紙で提出する場合

(1)算定基礎届

(2)被保険者報酬月額算定基礎届総括表(注1)

(3)被保険者報酬月額算定基礎届総括表附表(雇用に関する調査票)(注1)

②磁気媒体(CD)で提出する場合

(1)CD

(2)磁気媒体届書総括表

(3)被保険者報酬月額算定基礎届総括表(注1)

(4)被保険者報酬月額算定基礎届総括表附表(雇用に関する調査票)(注1)

※日本年金機構の「届書作成プログラム」等に基づいて作成してください。提出する際の詳細につきましては、日本年金機構のホームページをご参照ください。

\*注1 健保分には別添の総括表・総括表附表(年金分のコピーでも可)を、年金分には管轄年金事務所より送付された総括表・総括表附表を届書に添付し、提出してください。

\*注2 昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の方がみえる場合は、管轄年金事務所より送付された「70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」を併せて提出してください。

### 3 提出を必要とする被保険者の範囲

7月1日現在において事業所に使用される被保険者全員（休職者、長期欠勤者、一時帰休者、育児休業者、介護保険適用除外者も含む）について記載してください。

ただし、次の方は提出の必要はありません。

- (1) 本年6月1日から7月1日までの間に被保険者の資格を取得した方
- (2) 7月1日付以前に資格を喪失した方（6月30日以前に退職した方）
- (3) 本年7月に標準報酬月額の変更（随時改定、産前産後休業終了時改定、育児休業等終了時改定）が行われる方

### 4 記載要領

「事業所整理記号」欄の「健保分」は健康保険被保険者証の記号を「年金分」は厚生年金保険の事業所整理記号を、それぞれ記入してください。

#### ㊦「健康保険被保険者証の番号（年金整理番号）」欄

記載順序は必ず健康保険証の番号順に記入してください。

健保と年金の番号が異なる場合はそれぞれ記入してください。

#### ㊧「被保険者の氏名」欄

楷書で明瞭に記入してください。

#### ㊨「生年月日」欄

元号は（昭和－5、平成－7）数字で記入しても結構です。

#### ㊩「種別」欄

性別のことです。1－男、2－女、（東京、大阪薬業厚生年金基金加入、5－男、6－女）。それぞれ該当の数字を記入してください。

#### ㊪・㊫「従前の標準報酬月額」欄

現在適用中の標準報酬月額をそれぞれ記入してください。

なお、70歳以上の方は、厚年の従前の標準報酬月額欄に斜線を引いてください。

㊦「算定基礎月の報酬支払基礎日数」欄

各月に支払った報酬のうち、基本給等固定的賃金を算出する際の基礎となった日数を記入してください。例えば、月給者の場合は4月－30日、5月－31日、6月－30日のように各月の給与の締切りに合わせて暦日数を記入し、日給者や時給者は該当する月の出勤日数（例、19日、25日、15日）を記入してください。

\*注 月給者で欠勤日数分に応じて給与が差し引かれる場合は、次のとおり日数を記入してください。

(1) 就業規則、給与規定等に定めた日数がある場合

・・・定めた日数から欠勤日数を除いた日数

(2) 就業規則、給与規定等に定めた日数がない場合

・・・暦日から欠勤日数を除いた日数

㊧「通貨によるものの額」欄

4月、5月及び6月の順序で実際に支払われた総支給額を記入してください。

㊨「現物によるものの額」欄

食事・住宅・定期券といった現物で支払われた金額を記入し、備考欄にその旨を記入してください。食事・住宅については、別表「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」により算定した金額を記入してください。

(平成29年4月1日より食事・住宅に係る現物給与の価額が一部改正されました。)

\*注1 食事・住宅で支払われる報酬等については、次のとおり価額を算定してください。

(1) 被保険者の勤務地（常時勤務する場所）が所在する都道府県の価額にて算定

(2) 在籍出向、在宅勤務等により適用事業所以外の場合で常時勤務する方は、適用事業所が所在する都道府県の価額にて算定

\*注2 被保険者より金銭を徴収している場合は告示額から徴収した額を差し引いた差額を報酬月額に加算してください。

ただし、食事については告示額の3分の2以上徴収しているときは、食事の利益はないものとして取扱ってください。

㊥「合計」欄

㊦・㊧欄を合算し記入してください。

㊨「支払基礎日数17日以上の月の報酬月額総計」欄

㊥欄に記入した3か月間の報酬月額の合計を記入してください。

ただし、日給者等で支払基礎日数が17日未満の月があるときは、その月を除いた残りの月の報酬月額を合計してください。

\*注1 パートタイマーあるいは特定適用事業所等に勤務する短時間労働者である被保険者については17日未満の月があっても、日数、報酬月額を記入してください。ただし、㊩、㊪、㊫、㊬、㊭欄は記入しないでください。

また、備考欄に「パート」あるいは「短時間」と記入してください。

\*注2 パートタイマーの場合、いずれの月も支払基礎日数が17日未満である場合は、支払基礎日数が15日以上ある月で決定することとなります。

\*注3 特定適用事業所等に勤務する短時間労働者の場合、支払基礎日数が11日以上ある月で決定することとなります。

なお、随時改定（月額変更届）については、支払基礎日数は、いずれの月も17日以上(特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は11日以上)必要となります。

㊮「適用年月」欄

29年9月と記入してください。

㊯「平均額」欄

㊨欄に記入した報酬月額をその対象となった月数で除した額を記入してください。（円未満は切り捨て）

㊰「修正平均額」欄

㊥欄の合計額から㊰欄の遡及支払額（支払月17日以上の月に限る）を控除し、支払基礎日数17日以上の月の数で除した額を記入してください。

㊱・㊲「決定後の標準報酬月額」欄

太枠の中（健保・厚年の決定）は末尾の標準報酬月額表に基づき標準報酬月額を記入してください。

なお、70歳以上の方は、厚年の決定後の標準報酬月額欄は斜線を引いてください。

ツ 「備考」欄

・遡及支払額

算定基礎月（4・5・6月）内に支払われた報酬のうち通常受けることができる報酬以外の報酬（遡及支払等）がある場合はその額を記入してください。

・昇（降）給差の月額、昇（降）給月

あれば記入してください。

なお、平成28年度の算定基礎届時に決定された標準報酬に比べ、それ以後固定的賃金の変動し2等級以上の差を生じていても、月額変更届が提出されていない方については、すみやかに月額変更届を作成して提出してください。

この場合㊤、㊦欄の月額は提出された月額変更届の改定後の標準報酬月額を記入することとなります。

※ 届出には添付書類が必要な場合があります。

また、23年度から定時決定の取扱いにつきましては当年の4月、5月及び6月の3か月間の報酬の平均額と前年の7月から当年の6月の報酬の平均額から算出した標準報酬月額と比較して2等級以上の差があり、業種や職種の特性上、毎年4月～6月が繁忙期に当たり例年季節的な報酬変動の起こることが見込まれる場合は、年間報酬の平均で保険者算定ができるようになりました。この場合、添付書類として「年間報酬の平均で算定することの申立書」（別紙様式1）と「保険者算定申立に係る例年の状況・標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」（別紙様式2）が必要です。

詳細につきましてはお問い合わせください。

## 備 考

備考欄は充分活用してください。

◎ 70歳以上の方は・・・「70歳以上」と記入してください。

◎ 産前産後休業・育児休業・介護休業中の方は・・・「〇月〇日から産休」「〇月〇日から育休」、「〇月〇日から介休」と記入してください。

◎ 長期欠勤中の方は・・・「〇月〇日より長欠中」と記入してください。

◎ 休職給を受けた方は・・・「〇月から〇月まで休職給」と記入してください。

◎ 傷病（出産）手当金受給中の方は・・・「〇月〇日より傷手（出産）受給中」と記入してください。

◎ 一時帰休による休業手当を受けた方は・・・「〇月から〇月一時帰休による休業手当」と記入してください。

◎ ストライキによる賃金カットがあった方は・・・カット月、日数、金額を記入してください。

◎ 年間報酬の平均で保険者算定の届出をする方は・・・「年間平均」と記入してください。

◎ 本年3月1日以降に資格取得した方は・・・取得月日を記入してください。

## その他の注意事項

- 届書の最初の一組は、事業所名称、事業所所在地、事業主氏名を記入し、健保分・年金分の「正」に事業所印と事業主印を押印してください。二組目以降は各「正」・「副」とも事業所名のみ記入でも結構です。
- 5月31日までに雇入れた方で、算定基礎届提出時までに資格取得届の提出がされていない方については、算定基礎届に記載するとともに資格取得届も提出してください。
- 7月1日以前に資格喪失した方については、資格喪失届を提出してください。
- 届出用紙にてご提出の事業所様につきましては、管轄年金事務所から送付された「算定基礎届」を利用して、健保分の届書を作成していただいてもかまいません。